

第5話「産業上利用、新規性」

【キーワード】産業上利用、人間を手術・治療又は診断する方法／特許を受ける権利を有する者

ナナが社内で新聞を読んでいる。
A大学の教授がすごい発明をしたとの記事が出ている。



30条（新規性喪失の例外規定）について

従来は、限定されたケースについて個別の規定を設けていたが、H23年法改正により「特許を受ける権利を有する者の行為に起因して」新規性を喪失した発明にまで拡大することとした。

したがって、マンガの「TVインタビューで公知となった発明」でも本例外規定の適用を受けることが可能となった。

なお、「特許を受ける権利を有する者の意に反して」新規性を喪失した場合は、従来通り適用を受けることが可能である。